



サステナビリティ開示インタビュー企画

Novo 社のサステナビリティ開示の取組



Novo Nordisk A/S

ESG レポーティング担当アソシエイトディレクター Helle Bjerring Becker 氏

(経歴)

Novo 社の ESG レポーティング担当アソシエイトディレクターとして、グローバルな ESG レポーティングチームを統括し、サステナビリティ情報開示、ESG 統制環境の整備、ESG 評価機関対応及び規制動向を踏まえた開示戦略を担当。

EU の主要なサステナビリティ関連規制への対応において中心的な役割を果たしており、CSRDに準拠した同社のサステナビリティ・ステートメントの策定・公表を主導。

同社及び EY で 10 年以上サステナビリティ分野に携わり、サステナビリティ報告、ESG 保証、ガバナンス、ステークホルダー対応に関する豊富な専門性を有する。

コペンハーゲン・ビジネススクール(CBS)で国際ビジネス・政治学の修士号(MSc)を取得。世界経済フォーラム(WEF)での講演、CBS でのゲスト講義、サステナビリティ報告や規制動向に関して財務・経営層向けに講演を行うなど、対外的な発信にも積極的に取り組んでいる。

(インタビュアー)

日本公認会計士協会 テクニカルディレクター 森洋一



(経歴)

監査法人にて財務諸表監査、ガバナンス構築、サステナビリティ関連業務を経験。退職後、企業開示に関する助言、サステナビリティ戦略開発支援、GHG 排出削減、災害支援プロジェクト等に従事。グローバルではIIRC、CDSB等のワーキンググループメンバーとして統合報告や気候開示に関する国際指針開発に、国内ではSSBJ委員としてサステナビリティ基準策定に参画。公認会計士。

我が国では、2027年3月期から、一定規模以上のプライム市場上場企業に対し有価証券報告書におけるSSBJ基準に基づくサステナビリティ開示の段階的な導入が予定されており、対象企業における準備が本格化しています。一方、欧州では、EUの法令に基づくサステナビリティ・ステートメントⁱの開示が既に始まっています。

本インタビューは、先行する欧州企業におけるサステナビリティ・ステートメントの作成・開示実務、ガバナンス及び保証に関する実務から学ぶことを目的として実施しました。欧州企業へのインタビューは全3回を予定しています。

第1回は、デンマークの製薬企業である Novo Nordisk A/S(以下「Novo 社」という。)ですⁱⁱ。ESG Reporting を統括する Helle Bjerring Becker(ヘレ・ビエリング・ベッカー)氏に、サステナビリティ報告の位置付け、ダブル・マテリアリティ評価、ガバナンス、サステナビリティ・ステートメント作成上の課題及び保証の役割についてお話を伺いました。

本インタビューは2026年6月に実施しており、その時点の情報となります。インタビューでの発言は、個人の見解に基づくものです。

〈目次〉

- [1. サステナビリティ報告は誰に向けたものか](#)
- [2. ダブル・マテリアリティ評価をどのように戦略的に反映したのか](#)
- [3. ガバナンスはサステナビリティ報告をどう支えているのか](#)
- [4. サステナビリティ情報を経営情報に](#)
- [5. 保証は企業報告、そしてサステナビリティ経営の質をどう高めるのか](#)

ⁱ CSRD の対象企業は、ESRS に準拠したサステナビリティ情報を法定のアンニュアルレポートの一部として開示することが求められます。このサステナビリティ情報を記載するセクションは、サステナビリティ・ステートメント(Sustainability Statement)と呼ばれ、本稿でも同様の表現としております。

ⁱⁱ Novo 社 Annual Report 2025
<https://www.novonordisk.com/investors/annual-report.html>

1. サステナビリティ報告は誰に向けたものか

ー 企業価値を伝える戦略的コミュニケーションと位置付ける

(以下、敬称略)

【森】

サステナビリティ報告を作成するに当たり、どのような読者を想定し、その目的をどのように考えていますか。

【ベッカー】

主要な読者は投資家と規制当局です。しかし、それだけではありません。現在及び将来の従業員、患者団体や医療関係者も重要な読者だと考えています。

当社は上場企業として、何が重要であり、どのような取組を進めているのかを社会へ伝えることを重視しています。

投資家からはサステナビリティに関する質問を受けますが、その内容及び量はここ数年で大きく変化しています。数年前には生物多様性のような新しいテーマへの関心が高かった一方、現在では純粋なサステナビリティ・トピックよりも地政学的リスクや関税などに対する関心の方が高まっています。

【森】

投資家以外の読者については、どのように考えていますか。

【ベッカー】

現在及び将来の従業員にも、ぜひ読んでもらいたいと思っています。若い世代は、単に業績の良い会社ではなく、環境に配慮し、従業員を大切に、確固たる存在意義(パーパス)を持つ企業で働きたいと考える傾向があります。

当社は患者に貢献し、患者に寄り添うことを企業の使命としてきました。その考え方を理解してもらうことも、サステナビリティ報告の重要な役割です。また、患者団体や医療関係者も重要な読者です。当社では、サステナビリティを競争力の一つと考えています。製品やサービスなど他の条件が同程度であれば、サステナビリティへの取組が企業を選択する理由の一つになり得ると考えています。

現在は、こうした取組を消費者にも、より直接的に伝える方法について検討を進めています。



【森】

御社のサステナビリティ報告は非常に簡潔である一方、企業として何を重視しているのかが伝わってきます。その点は意識されているのでしょうか。

【ベッカー】

その点は非常に意識しています。

私たちは、本当に重要な事項を、できるだけ簡潔に伝えることを重視しています。ダブル・マテリアリティ評価が重要なのは、企業によって重要なトピックが異なるからです。例えば、IT 企業と製造業では直面する課題は異なります。読者は、単にトピックを一覧で示されても、その企業にとって何が重要なのかまでは理解できません。

ん。

そこで私たちは、昨年のサステナビリティ・ステートメントから、当社にとって特に優先度が高く、戦略上の優先事項と位置付けられるトピックと、その他のマテリアルなトピックを区分して示すようにしました。これは、マテリアルなトピックを減らすためではなく、企業として何を最も重視しているかを読者に伝えるための工夫です。

【森】

Novo 社らしさを表現する上で、特に重視していることはありますか。

【ベッカー】

透明性を非常に重視しています。

第三者保証を受けた上で、データを透明性高く開示することを大切にしています。たとえ数値が悪化した場合でも、その事実を隠すことはしません。むしろ、その状況を率直に示し、その後どのように改善していくのかを説明することが重要だと考えています。

また、報告内容についても、できる限り当社らしいものにしたいと考えています。

例えば、世界糖尿病財団(World Diabetes Foundation)への寄付額やリコールとなった製品数などは、EU の制度で求められている指標ではありません。しかし、当社にとっては重要な指標であり、このような企業固有指標(entity-specific metrics)を開示することこそ、読者に対する付加価値があると考えています。

2. ダブル・マテリアリティ評価をどのように戦略的に反映したのか

— 「優先課題」と「その他のマテリアルなトピック」という独自の工夫

【森】

欧州サステナビリティ報告基準(European Sustainability Reporting Standards:ESRS)には非常に多くの要求事項があります。その中で、自社のストーリーや重要な課題をどのように伝えようと考えられたのでしょうか。

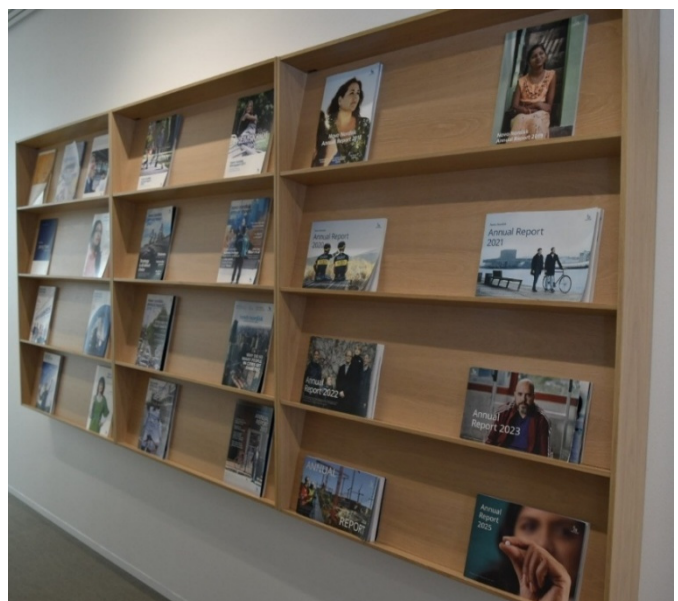
【ベッカー】

2023年に最初のダブル・マテリアリティ評価(Double Materiality Assessment:DMA)を実施し、まず当社にとって重要なトピックとサブトピックを特定しました。初年度は、それらに対応するESRSの開示要求事項をほぼ全て報告しました。そのため、最初のサステナビリティ・ステートメントはかなり分量の多いものになりました。

その後、2025年版の作成に当たっては、各開示要求事項を一つひとつ精査しました。私たちが考えたのは、「その情報は本当に読者にとって付加価値があるのか」ということです。

マテリアルなトピックであっても、全ての開示要求事項が同じ価値を持つとは限りません。そのため、単

に要求事項を網羅するのではなく、企業として伝える価値がある情報に重点を置くよう考え方を見直しました。



【森】

そのような取組は非常に重要であると考えますが、同時に難しい作業だと感じます。どのように実施されたのでしょうか。

【ベッカー】

まず、報告する項目と報告しない項目の選定基準について、当社の保証業務実施者と議論しました。しかし、ESRS には個々の開示要求事項について、どの情報を省略できるかを判断するための十分に具体的なガイダンスがなかったため、独自の論理的根拠を策定しました。具体的には、ESRS で要求される情報がどのような価値を付加するのか、情報の収集にどの程度の労力が必要なのかを検討し、その付加価値が収集に要する労力を正当化できるかどうかを評価しました。

例えば、

- ・ 投資家又はその他のステークホルダーはその情報を求めているのか
- ・ 経営陣は意思決定に利用するのか

といった点を一つひとつ検討しました。投資家やその他のステークホルダーも尋ねず、社内でも利用されず、情報収集に大きな労力を要する場合には、その情報の意思決定有用性を改めて検討しました。

その結果、省略したいと考えた開示要求事項については、保証業務実施者と何度も議論を重ねました。最終的には、全ての開示要求事項について判断理由を整理し、書面として残しました。当社だけでなく、保証業務実施者にとっても重要でした。双方が、その際に行った判断について説明し、適切な根拠を示すようにするためです。

【森】

御社では、特定したインパクト・リスク・機会(Impacts, Risks, and Opportunities:IROs)をさらに「優先課題」と「その他のマテリアルなトピック」に区分しています。独自の取組であると考えますが、この点を含めて、どのようにDMAを実施されたのでしょうか。

【ベッカー】

DMA はサステナビリティ担当部署が主導しました。初期段階では、様々なトピックの社内専門家を巻き込んで大きな分析を実施しました。その後、ESRS のガイダンスに沿って、各トピックを規模、範囲、修復可能性に基づいて、スコアリングしました。これによって、トピック間の優先順位が明らかになりました。

さらに、投資家との対話を通じて外部からの視点を取り入れました。その際、事前に社内スコアリング結果等は共有せず、白紙の状態からどのトピックが重要であるかを聞きました。これは外部視点でのスコアリング結果になりました。

また、エンタープライズ・リスク・マネジメント(ERM)も確認し、サステナビリティに関するリスクが財務的に重要となる可能性についても検討し、いくつかのリスク及び機会を識別しました。例えば、生産拠点到十分な水が確保できず操業停止が必要になる場合、製造が困難となり、明らかに財務的影響が生じます。

それらが揃った段階で、様々なレベルのマネジメントにその結果を提示しました。経営陣からは、これは当社にとって重要だ、専門家が高く評価し過ぎている、といった意見が出ることもあり、いくつかの項目についての評価を変更しました。

こうしたプロセスを経て、特に重要なトピックを「優先課題(Prioritized topics)」と位置付けました。

一方、それ以外のトピックもマテリアルではありますが、当社としての優先度は相対的に低いことから、「その他のマテリアルなトピック」と整理しています。

【森】

これは、開示対象を絞ることとは異なる考え方ですね。

【ベッカー】

そのとおりです。私たちは、マテリアルなトピックを減らしたいわけではありません。全てのマテリアルなトピックについて開示します。しかし、読者は、一覧を見ただけでは当社にとって何が最も重要なのかを理解することが困難です。

そのため、報告書の構成そのものを変更しました。多くの企業はESRSの順番どおり、E1、E2、E3……と並べています。一方で、私たちは保証業務実施者とも議論した上で、優先課題とその他のマテリアルなトピックという構成にしました。これは、Novo 社という企業をより理解していただくための工夫です。全てのトピックが同じ重要性を持つわけではありません。企業として何を最も重視しているのかを読者へ伝えることが、この構成の目的です。

3. ガバナンスはサステナビリティ報告をどう支えているのか

— 監査委員会が継続的に関与し、取締役会が最終責任を担う

【森】

サステナビリティ・ステートメントの作成には、監査委員会や取締役会はどうに関与しているのでしょうか。

【ベッカー】

当社では、サステナビリティ報告に対する継続的な監督は監査委員会が担っています。欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)対応が始まって以降、監査委員会では四半期ごとの会議で ESRS 対応の進捗を継続的に確認してきました。

例えば、必要な指標が整備されているか、データ収集プロセスは構築されているかといった点について報告を受け、レビューしています。

10月頃にサステナビリティ・ステートメントの初稿を監査委員会へ提示し、記述の長さやトーン、情報の過不足等のフィードバックが寄せられました。また、監査委員会のメンバーは欧州企業の取締役を兼任していることが多く、他社と比較することができます。

【森】

ダブル・マテリアリティ評価(DMA)についても、監査委員会が関与するのでしょうか。

【ベッカー】

はい。DMA は春に実施し、夏までに取りまとめます。その結果は第 2 四半期終了後の監査委員会で報告し、監査委員会がレビューした上で承認します。

監査委員会では、次の観点から議論します。

- ・ 方向性に同意できるか。
- ・ 適切なインパクト・リスク・機会(IROs)が追加されているか。
- ・ 重要な IROs が削除されていないか。



その結果が承認されると、当該 DMA を前提としてサステナビリティ・ステートメントの作成を開始します。

【森】

その後、取締役会はどうのように関与するのでしょうか。

【ベッカー】

取締役会はアニュアルレポート全体を最終承認します。クリスマス前にドラフトを配付するため、私たちはそれを「クリスマス・パッケージ」と呼んでいます。取締役からは年明けにコメントを入手し、それを反映した上で、最終版を改めて取締役会に提出し、公表前に承認を受けます。

ここでレビューされるのは、サステナビリティ・ステートメントだけではなく、財務諸表やマネジメント・コメントリーを含む報告書全体について、各セクションが統合されているか、一体的に機能しているか、良いナラティブになっているか、一貫したストーリーラインになっているかも確認されます。

【森】

取締役や監査委員会メンバーには、どのような能力や資質が求められるのでしょうか。

【ベッカー】

現在の当社の取締役会メンバーの中には、サステナビリティ分野の専門家はそれほど多くありません。もちろんサステナビリティについて理解していることは望ましいですが、それ以上に重要なのは「適切な問いを投げ掛ける力」だと思います。

例えば、「他社では重要課題として扱われているのに、なぜ Novo 社では重要ではないと判断したのか」といった質問を受けることがあり、私たちはその理由を説明します。このような対話は重要なプロセスだと考えています。

一方で、汚染や生物多様性などの技術的な評価は社内の専門家が担います。取締役会は専門家になる必要はありません。むしろ、経営や社会全体の視点から、その判断は妥当なのか、十分に説明されているのかを問い続けることが重要です。

【森】

取締役会や監査委員会メンバーの理解をサポートするために行った取組や課題はありますか。

【ベッカー】

2年ほど前に、取締役会向けの研修を行い、サステナビリティ戦略の責任者が、水や生物多様性等のトピックに関して、概念や課題の所在、それらの課題のどの側面が当社にとって重要なのかといった事項を説明しました。このような取組は、取締役会メンバーのサステナビリティに関する理解や能力を少しずつ高めていく上で有益だと思います。サステナビリティ領域では多くの変化が起きているため、再び研修を行い、いくつかのトピックについて話し合うべきかを検討しています。

4. サステナビリティ情報を経営情報に

— 経営管理に活かす観点からの仕組みの構築

【森】

欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)への対応で、最も苦労したことは何でしたか。

【ベッカー】

最初の課題は、このサステナビリティ・ステートメントで何を達成したいのかを明確にすることでした。非常に簡潔な報告書にすることもできますし、200ページに及ぶ詳細な報告書にすることもできます。まずは、自分たちが「どのような報告書を目指すのか」を整理する必要がありました。

もう一つの大きな課題は、必要なデータが存在しなかったことです。例えば、製品包装におけるリサイクル可能な内容物など、それまで誰も測定していなかった指標については、どこでデータを管理しているのかを探るところから始めなければなりませんでした。購買部門や包装部門など、多くの部署と何か月も議論を重ね、必要な情報を集めていきました。まさに組織全体でパズルを解くような作業でした。

【森】

データを収集する仕組みそのものも見直したのでしょうか。

【ベッカー】

はい。そのためには、データ収集の仕組みや IT システム、内部プロセスそのものを見直す必要がありました。例えば、ハラスメントの立証済み件数を報告する必要があるとします。当社には、以前からホットラインが整備されていましたが、必ずしもハラスメントの内容に応じて分類された内訳はありませんでした。そのため、通報システム全体や分類方法を変更しなければなりませんでした。このように ESRS 以前には存在しなかったデータが多くありました。

【森】

そのようなデータは、開示だけを目的として収集しているのでしょうか。



【ベッカー】

いいえ。私たちは、報告のためだけのデータは作りたくありませんでした。新しい指標を収集するのであれば、経営管理や意思決定にも活用できる価値を持つものであるべきと考えています。単に収集して、数字はこれでしたと報告しても、誰も関心を持たない、ということは避けたかったのです。

したがって、各現場の管理者に、もしこの指標を収集するのであれば、それは実際に業務で活用したいものなのかを確認する必要がありました。当社にとって本当に重要な指標やトピックであるならば、単なる開示対応にとどまらず、少なくとも四半期ごとに収集し、その動向を継続的にモニタリングすべきだと考えています。

また、その指標は、外部向けのサステナビリティ報告のために私だけが必要とする数字ではなく、現場の管理者にとって意思決定に役立つものでなければなりません。現場でも活用されるのであれば、その指標は組織にとって価値のあるものだと言えます。

【森】

データとパフォーマンスの両方を管理するということですね。その体制やプロセスは定着しているのでしょうか。

【ベッカー】

現在では、どの部署がどのデータを管理するのか、いわゆる「データ・オーナー」が明確になりました。IT システムも整備され、各データ・オーナーは過去2～3年間継続してデータを収集してきた実績があります。その結果、データ収集プロセスは以前と比べて格段に円滑になりました。

一方で、その体制を構築するまでには相当な時間と労力を要しました。最初のサステナビリティ・ステートメントを準備するまでに約1年半かかったのです。必要なデータは自然に集まるものではありません。どのデータが必要かを特定し、収集・管理する仕組みを整備し、組織全体に定着させていく必要がありました。最大の課題は、最初のハードルを乗り越えることでした。

また、現場の管理者が求める指標と、ESRS で求められる指標が必ずしも一致するわけではありませんでした。そのため、場合によっては保証業務実施者とも議論しながら、事業の実態をより適切に反映できるよう、指標の定義や測定方法を調整することもありました。

【森】

御社の報告書では、指標の測定方法だけでなく、その結果をどのように分析しているのかについても説明されています。

【ベッカー】

私たちは、それを「パフォーマンス説明」と呼んでおり、非常に重視しています。

今年は、更に率直な説明ができないかを検討しています。例えば、温室効果ガス排出量が増加した理由について投資家から多くの質問を受けるのであれば、もっと正面から説明してもよいのではないかと考えています。それには、グラフやエグゼクティブサマリーの中であえて取り上げ、強調して示すことも含まれます。問題を目立たなく見せようとするのではなく、率直かつ透明性高く説明する方が望ましいと考えています。

5. 保証は企業報告、そしてサステナビリティ経営の質をどう高めるのか

— Novo 社が考える保証の価値

【森】

第三者保証については、多くの企業が外部報告の信頼性向上という観点から価値を見出しています。一方で、経営管理という観点ではどのように考えていますか。

【ベッカー】

率直に言えば、保証を受けたことでデータ品質は大きく向上しました。

例えば、以前は水使用量や廃棄物のデータについて、一部の拠点だけを対象としていました。しかし保証業務実施者から、「財務報告では一部の事業所だけを含めることはないのだから、サステナビリティ情報も同様ではないか」と指摘されました。その結果、対象範囲を見直し、データの網羅性や精度を改善することができました。制度対応という意味だけではなく、データそのものの品質が向上したことは、保証の大きな価値だったと思います。

【森】

保証業務実施者との関係については、どのように感じていますか。

【ベッカー】

特に制度導入初期は、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の新しい開示要求事項をどのように解釈すべきか、お互いに考え方を持ち寄りながら議論を重ねました。私たちがある解釈を示すと、保証業務実施者から別の見方が示されることもあります。そのような対話を繰り返しながら理解を深め、最終的な対応方針について合意を形成していったのです。

保証業務実施者の役割は、開示情報について独立した立場から保証業務を行うことです。その一方で、私たちは彼らを、開示内容をともに磨き上げる「対話の相手(スパーリング・パートナー)」としても捉えています。

【森】

保証は、開示内容にも影響を与えているのでしょうか。

【ベッカー】

近年は、グリーンウォッシュへの関心が高まっています。保証を受けることにより、報告書の中で行う主張については裏付けとなる根拠や証拠が求められます。十分な根拠がないのであれば、そのような主張は行うべきではありません。

以前は、「最も環境に優しい企業である」、「最もサステナブルな企業である」といった表現が見られることもありました。しかし、保証の導入によって、そのような主張には客観的な裏付けが必要となりました。私は、これが開示の信頼性向上に大きく貢献していると考えています。

報告書の作成者としてだけでなく利用者として見ても、現在のサステナビリティ情報は以前より信頼できるものになっています。なぜなら、その内容が保証業務実施者によって検証されていることを知っているからです。

【森】

保証業務実施者が、ポジティブな面とネガティブな面のバランスを取るよう促すこともありますね。

【ベッカー】

そのとおりです。よりバランスの取れた報告になります。以前の CSR 報告書では、良い面だけを示すことも比較的容易でした。例えば、特定の指標にネガティブな傾向が見られた場合、その数値を翌年は掲載しないということも可能だったかもしれません。しかし、現在は、開示のフレームワークと保証の仕組みがあります。保証業務実施者からは、「その指標が企業にとって重要であるならば、良い結果であっても悪い結果であっても毎年継続的に報告すべきである。」という考え方が示されます。

私は、これを非常に良い変化だと考えています。サステナビリティ報告が財務報告と同じ方向に近づくためには不可欠だからです。財務報告においても、業績が好調な年だけ数字を公表することはありません。結果が良くない場合であっても継続的に開示し、その背景を説明します。サステナビリティ情報についても、保証実務から学べることは多いと思います。

【森】

保証は監査委員会や取締役会による監督にも役立っているのでしょうか。

【ベッカー】

はい。当社の監査委員会には保証業務実施者も出席しています。委員会では、「このデータは妥当なのか」、「この開示は適切なのか」という点について、保証業務実施者へ直接質問することができます。

そして、保証業務実施者から、「この報告書は適切であり、データも妥当であると考えています。必要な検証も実施しています。」と説明されることで、監査委員会は大きな安心を得ることができます。

特にダブル・マテリアリティ評価のような新しい概念については、保証業務実施者の存在がなければ、監査委員会が承認することは、より難しかったと思います。保証業務実施者が「定められた要件に従って適切に対応している」と説明することで、監査委員会も安心して判断できるようになります。

【森】

保証業務実施者(保証チーム)のサステナビリティ及び保証に関する知識や専門性について、どのような印象をお持ちですか。

【ベッカー】

当社の保証業務実施者は非常にうまく対応していたと思います。保証チームは、財務諸表監査の経験を有するメンバーとサステナビリティの専門家で構成されていました。サステナビリティの専門家は、温室効果ガスプロトコルなどに関する深い専門的な知識を有しており、一方で財務諸表監査の専門家は、保証や信頼性の高い報告プロセスに関する豊富な経験を持っています。それぞれの強みを組み合わせた体制は非常に有効だったと感じています。

もっとも、サステナビリティ情報、とりわけ新たな開示要求への対応初期には、財務報告のように十分な過年度データや成熟した内部統制が整備されていないケースも少なくありません。そのため、保証業務においても、データの内容や収集プロセスを理解しながら進めていくことが重要でした。

こうした状況において、サステナビリティの専門家は、サステナビリティ特有の論点や新しい指標の性質を説明し、チーム内の共通理解を形成する上で重要な役割を果たしていました。制度導入当初は、企業と保証業務実施者の双方にとって学習の過程となりましたが、対話を重ねながら理解を深めていったことが非常に有益だったと思います。

現在では、導入から数年が経過し、データ収集プロセスやシステムも整備されてきました。そのため、保証業務も以前に比べて進めやすくなっています。ただし、新たなフレームワークを導入する初年度においては、そのような移行期特有の状況を踏まえた現実的なアプローチが重要であると考えています。

【森】

今後の保証業務の在り方、変化について、どのような見通しをお持ちですか。

【ベッカー】

今後、定型的な異常値の検出や基準への適合性確認は、AI の活用により効率化される可能性があります。

その分、保証業務実施者には、企業の判断や開示内容に対して建設的な問いを投げ掛ける役割がより重要になると考えています。例えば、「この説明で十分なのか」、「本当にこのリスクを外してよいのか」といった問いを企業へ投げ掛けることです。実際に私たちも保証業務実施者とそうした議論を行っていますが、開示の質を高めるだけでなく、将来的なレピュテーションリスクへの対応という観点でも有益だと考えています。

また、企業がサステナビリティ情報を経営管理や意思決定に活用するのであれば、その前提となる情報の信頼性も重要です。私たちは温室効果ガス排出量や水使用量のデータを単に開示のために収集しているのではな

く、事業の管理や意思決定にも活用しています。したがって、それらのデータは正確でなければなりません。もしデータに大きな誤りがあれば、改善すべき対象や打つべき施策を誤る可能性があります。その意味で、独立した第三者による保証は、企業が信頼できるデータに基づいて意思決定を行うための重要な基盤であると考えています。

【森】

本日は大変示唆に富むお話をありがとうございました。

